

## 危機管理本部職員不祥事防止委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 危機管理本部職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第8条の規定に基づき、危機管理本部職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は危機管理監を、副委員長は危機管理部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 危機対策部長
- (2) 危機管理部担当課長
- (3) 危機対策部担当課長

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席で成立するものとする。

### (その他の職員の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、危機管理部において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。